

山梨県企業局

「米倉山 EV バス運行業務委託」一般競争入札公告

山梨県企業局が発注する EV バス運行業務委託について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 15 日 山梨県企業局  
山梨県公営企業管理者 中澤 宏樹

1. 公告日 令和 5 年 3 月 15 日

2. 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託の名称 米倉山 EV バス運行業務委託
- (2) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで
- (3) 委託等の仕様 仕様書のとおり
- (4) 運行区間 JR 甲府駅南口から米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビル（Nesrad）経由、ゆめソーラー館やまなしの間

3. 一般競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) “旅客運送”に係る都道府県の委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者であること。
- (3) 開札の日から過去 3 年間に於いて、国又は地方公共団体との間において、1 年以上の期間、本業務に類似するバス運行業務やコミュニティバスの運行業務等の定期にバスを運行する業務契約を締結し、当該業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (4) この公告の日から入札の日までに入札参加資格登録を得ている都道府県から指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 緊急時等に速やかな対応がとれるように山梨県内に本店又は支店を有し、山梨県内の地理状況、交通状況などについて熟知し、契約開始時点から円滑な運行業務を担える者であること。また、役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後直ちに履行に着手できる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 法）第 2 条第 6 号に規程する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人で合ってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 委託業務に遅滞なく従事できること。

#### 4. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 400-8501  
山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁北別館5階  
山梨県企業局電気課 新エネルギーシステム推進室  
電話055-234-5268
- (2) 入札説明書の交付方法  
この公告の日から令和5年3月22日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。別の方法による交付を希望する場合は、令和5年3月17日(金)午前10時までに4の(1)の電話番号に電話連絡すること。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、公告の日から令和5年3月22日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、4の(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
令和5年3月30日(木)午後3時  
山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県庁北別館5階 企業局大会議室
- (5) 郵送による入札  
郵送による入札は、令和5年3月29日(水)午後5時までに入札書が3の(1)の場所へ必着するよう書留郵便で行うこと。ただし、郵送による入札の場合は、1回目の入札時に開札に行い、再度入札になった場合には、これを棄権したものとする。  
また、封筒には「令和5年3月30日午後3時開札 山梨県企業局米倉山EVバス運行業務委託に係る入札書在中」と朱書すること。
- (6) 入札方法  
契約期間全体の総額で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると山梨県公営企業管理者が認めた入札者であって、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

5. その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「3 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。  
また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。  
削除があった場合は、契約期間内であっても当該契約を解除することがある。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 違約金の有無 有
- (6) 前払金の有無 無
- (7) 詳細は入札説明書による。
- (8) 本入札における落札の効果は、令和5年4月1日に令和5年度予算発効時において効力を生じるものとする。